

### 洲本市CATV施設の使用再開届

洲本市/株式会社 淡路島テレビジョン 様

私は、CATV施設の使用を再開したいので、洲本市CATV施設のテレビ等施設の管理に関する規則第6条第1項の規定により、再開届を提出します。

加入者ID: \_\_\_\_\_

CATV契約者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 \_\_\_\_\_



《設置場所が上記と異なる場合のみ以下の住所欄にご記入下さい。》

住 所 洲本市 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

再開希望年月日 令和 年 月 日

**手数料の入金を確認でき次第、再開作業をします。**  
**なお、再開作業は日数を頂く場合がありますので、あらかじめご了承下さい。**

※ 借家で、入居者から使用料金をいただく場合は、  
**【再開届 入居者の契約書 手数料の入金】の3点全てが確認でき次第、再開作業をします。**

※ 使用を休止又は再開する場合、届の提出が必要で、条例第 18 条の2の規定に基づき休止手数料、再開手数料の納付(それぞれ3, 140円)が必要で  
ただし、新築等により引込工事を伴う再開は、引込工事分担金(31, 430円)を適用します。  
再開月よりCATV施設の使用料の請求を再開します。

以下は記入しないでください。

(伺い)

上記の届出内容を承認してよろしいか。  
(承認しない理由: \_\_\_\_\_)

処理欄	( ) 承認する 令和 年 月分から課金する
	( ) 却下する

手数料入金確認欄	
確認者	
年 月 日	

淡路島テレビジョン			
令和 年 月 日			
決裁	部長	課長補佐	係

洲 本 市				
令和 年 月 日				
供覧	課長	課長補佐	係長	係